

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

・ 出羽小学校屋内運動場改築事業について、屋内運動場の老朽化(S43年完成)が著しく、児童数に対し狭隘であるため、これを改善するとともに、グラウンド及び駐車場拡張のため、屋内運動場・プールを再配置のうえ改築を行い、良好な教育環境を整備する。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		36 校
中学校		15 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		1 校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	51 箇所
	学校武道場	14 箇所
	社会体育施設	6 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和2年5月
国土強靱化地域計画※2	有	令和2年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の初年度に、目標の達成状況を評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は、市のホームページ等で公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

--

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

・第四小学校ほか14校の小中学校について、防犯カメラを設置し、学校生活における児童生徒の安全性の向上を図る。 ・第二小学校校舎屋根について、下地に著しい劣化が認められ校舎内の複数箇所で雨漏りが発生しており、児童の安全確保に支障を来すため、屋根改修を行い安全性の確保を図る。
--

(3) 教室不足の解消等を図る整備

--

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

・出羽小学校の屋内運動場改築事業に合わせて太陽光発電パネル及び蓄電池を設置し、地球温暖化防止対策への貢献を図るとともに、教育活動への活用を行う。 ・第一小学校ほか2校の小学校について、屋内運動場照明をLED化にし、地球温暖化防止対策への貢献を図る。 ・高瀬小学校について、教室の窓を二重サッシ(エコ窓)にし気密性を向上させ、地球温暖化防止対策への貢献を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		36 校
中学校		15 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		1 校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	52 箇所
	学校武道場	14 箇所
	社会体育施設	6 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和2年5月
国土強靱化地域計画※2	有	令和2年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の初年度に、目標の達成状況の評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は、市のホームページ等で公表する。
--

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

学校等の名称	目標	整備方針				事業全体の整備面積等 【負担金事業を含む】		事業全体の概算工事費 【負担金事業を含む】		事業実施 年度 (予定)	備考
		事業単位	建物 区分	構造 区分	全事業期間 (契約～完成)	(㎡、箇所 等)	うち、 補助対象 面積等	(千円)	うち、対象内 実工事費 (千円)		
第一小学校	(4)	大規模改造(教育内容)	屋	R	R7.2～R7.3	1	1	8,811	8,811	令和6年度	
第二小学校	(2)	防災機能強化	-	-	R7.2～R7.3	1	1	52,547	52,547	令和6年度	
第四小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.2～R7.3	1	1	4,633	4,633	令和6年度	
第四小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	屋	-	R7.2～R7.3	1	1	392	392	令和6年度	
第五小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.2～R7.3	1	1	6,023	6,023	令和6年度	
第五小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	屋	-	R7.2～R7.3	1	1	806	806	令和6年度	
第六小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.2～R7.3	1	1	4,549	4,549	令和6年度	
第六小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	屋	-	R7.2～R7.3	1	1	1,147	1,147	令和6年度	
第八小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.2～R7.3	1	1	4,242	4,242	令和6年度	
第八小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	屋	-	R7.2～R7.3	1	1	398	398	令和6年度	
第十小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.2～R7.3	1	1	4,228	4,228	令和6年度	
第十小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	屋	-	R7.2～R7.3	1	1	1,171	1,171	令和6年度	
大郷小学校	(4)	大規模改造(教育内容)	屋	S	R7.2～R7.3	1	1	9,856	9,856	令和6年度	
明治小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.2～R7.3	1	1	4,045	4,045	令和6年度	
明治小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	屋	-	R7.2～R7.3	1	1	749	749	令和6年度	
出羽小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.2～R7.3	1	1	5,720	5,720	令和6年度	
出羽小学校(Ⅰ期工事)	(4)	太陽光発電等	-	-	R7.2～R8.3	12	4.8	53,513	21,404	令和6年度	
楯山小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.2～R7.3	1	1	4,537	4,537	令和6年度	
楯山小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	屋	-	R7.2～R7.3	1	1	774	774	令和6年度	
高瀬小学校	(4)	大規模改造(教育内容)	校	S	R7.2～R7.3	1	1	5,577	5,577	令和6年度	
山寺小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.2～R7.3	1	1	5,027	5,027	令和6年度	
蔵王第一小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.2～R7.3	1	1	3,992	3,992	令和6年度	

[illegible]

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

--

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

・大郷小学校屋内運動場について、天井の断熱材が劣化等により一部剥落した。今後全面剥落の危険性があるため、事故防止対策として天井改修工事を行い安全性の確保を図る。 ・宮浦小学校校舎軒天について、鉄筋の劣化によりコンクリートの一部が剥落した。今後全面剥落の危険性があるため、事故防止対策として校舎の軒天改修工事を行い安全性の確保を図る。 ・第三中学校武道場屋根について、シート防水が劣化し、雨漏りが発生しているとともに、天井及び内壁が雨水により劣化し剥落の危険性がある。屋根改修を行い安全性の確保を図る。
--

(3) 教室不足の解消等を図る整備

--

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

--

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		36 校
中学校		15 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		1 校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	52 箇所
	学校武道場	14 箇所
	社会体育施設	6 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和2年5月
国土強靱化地域計画※2	有	令和2年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。
なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。
※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の初年度に、目標の達成状況进行评估するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は、市のホームページ等で公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

--

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

・第四中学校ほか4校の中学校について、屋内運動場等に空調設備を設置し、気温が高くなる夏の学校生活における児童生徒の安全性の向上を図る。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

--

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

--

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		36 校
中学校		15 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		1 校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	52 箇所
	学校武道場	14 箇所
	社会体育施設	6 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和2年5月
国土強靱化地域計画※2	有	令和2年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。
なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。
※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の初年度に、目標の達成状況进行评估するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は、市のホームページ等で公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]